

(別紙)

## 実務経験による主任技術者について

### 1 建設業法第7条第2項のイについて

建設工事に関し学校教育法による学校を卒業し実務経験(表-1)がある者で、在学中に国土交通省令で定める学科(表-2)を修めたもの

表-1 建設工事に関し学校教育法による学校及び実務経験

学校教育法による学校	実務経験
国土交通省令で定める学科の高等学校(旧中等学校令による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業	卒業学科に関する工事の実務経験が5年以上
国土交通省令で定める学科の大学(旧大学令による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業	卒業学科に関する工事の実務経験が3年以上

表-2 国土交通省令で定める学科

学 科	工 種
土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学または交通工学に関する学科	土木工事、舗装工事
建築学または都市工学に関する学科	建築工事、大工工事、ガラス工事、内装仕上工事
土木工学または建築学に関する学科	左官工事、とび・土工工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事
電気工学または電気通信工学に関する学科	電気工事、電気通信工事
土木工学、建築学、機械工学、都市工学または衛生工学に関する学科	管工事、水道施設工事、清掃施設工事
土木工学、建築学または機械工学に関する学科	鋼構造物工事、鉄筋工事
土木工学または機械工学に関する学科	しゅんせつ工事
建築学または機械工学に関する学科	板金工事
土木工学または建築学に関する学科	防水工事
建築学、機械工学または電気工学に関する学科	機械器具設置工事、消防施設工事
土木工学、建築学または機械工学に関する学科	熱絶縁工事
土木工学、建築学、都市工学または林学に関する学科	造園工事
土木工学、鉱山学、機械工学または衛生工学に関する学科	さく井工事
建築学または機械工学に関する学科	建具工事

2 建設業法第7条第2項のロについて

建設業法第7条第2項のイ以外の者で、建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

3 実務経験について

(1) 建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験をいい、次の場合などが含まれます。

①建設工事の発注にあたって注文者側で設計技術者として設計に従事した経験

②現場監督技術者として監督に従事した経験

③土工及びその見習いに従事した経験

(2) 実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げて合計した期間とされます。

なお、電気工事、消防施設工事で一定の免状（電気工事士免状、消防設備士免状等）の交付を受けた者でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験は、その免状の交付を受けた者として従事した実務の経験を経験年数に算入できます。

ただ単に、建設工事の雑務、単純な労働作業のみの経験年数は含まれません。

(参考例) 実務経験で土木工事の主任技術者になれるイメージ図

土木学科の高等学校を卒業した Aさん	土木工事の 実務経験を5年	第7条第2項のイになります。
土木学科の大学を卒業した Bさん	土木工事の 実務経験を3 年	第7条第2項のイになります。
土木学科以外の学校を卒業した Cさん	土木工事の実務経験を10年	第7条第2項のロになります。

※ 土木工事の主任技術者になるには、土木工事の実務経験年数が必要です。